

福祉局東京赴任職員公舎貸与要綱

制定 平成 29 年 4 月 1 日

第 1 条 この要綱は、大阪市公舎貸与条例施行規則（昭和 31 年大阪市規則第 41 号。以下「施行規則」という。）第 9 条の規定に基づき、福祉局東京赴任職員公舎（以下「公舎」という。）の貸与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 公舎に入居する者は、東京赴任を命じられた福祉局職員で市長が必要と認めた者とする。

第 3 条 前条の規定により公舎に入居する者は、福祉局東京赴任職員公舎入居届及び使用誓約書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

第 4 条 市長は、施行規則第 6 条の規定により公舎の返還を命じるときは、福祉局東京赴任職員公舎返還命令書（第 2 号様式）を公舎に居住する者に交付する。

第 5 条 公舎に居住する者が公舎を返還しようとするときは、福祉局東京赴任職員公舎返還届（第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

第 6 条 公舎の設置は、別表第 1 のとおりとする。ただし、所帯赴任により公舎の設置を変更する必要があるときは、職員と同居する者の状況を勘案し、別表第 2 のとおり公舎を設置することができる。なお、間取りについては参考表記とする。

第 7 条 公舎に居住する者は、大阪市公舎貸与条例（昭和 24 年大阪市条例第 20 号）及び施行規則並びにこの要綱その他の関係諸規程を遵守しなければならない。

第 8 条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

面積	間取り	家賃
35 平方メートル程度	1 DK	140,000 円以内

別表第 2

職員と同居する者	面積	間取り	家賃
1 人又は 2 人	55 平方メートル未満	2 DK	230,000 円以内
3 人以上	70 平方メートル未満	3 DK	290,000 円以内

(第1号様式)

福祉局東京赴任職員公舎入居届及び使用誓約書

年 月 日

大阪市長 様

所 属

職員番号

氏 名

私は、次のとおり福祉局東京赴任職員公舎に入居するので、お届けします。
今後は、大阪市公舎貸与条例及び同施行規則並びに福祉局東京赴任職員公舎貸与要綱その他の関係諸規程を遵守して居住することを誓約します。

- 1 公舎名称 福祉局東京赴任職員公舎
- 2 所在地
- 3 入居日
- 4 同居者

続柄	氏名	生年月日	職業	備考

(第2号様式)

福祉局東京赴任職員公舎返還命令書

氏 名

公舎の居住指定を解除したので、 年 月 日までに公舎を返還するよう命令する。

年 月 日

大阪市長

(第3号様式)

福祉局東京赴任職員公舎返還届

年 月 日

大阪市長 様

所 属

職員番号

氏 名

年 月 日をもって福祉局東京赴任職員公舎を返還します。